

新潟県自転車競技連盟コンプライアンス規定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、自転車競技（以下サイクリススポーツ全般を含む）と本連盟の社会的役割と責任に鑑みて事業執行の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止及び自転車競技におけるコンプライアンスの推進を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的として、関係者に対して禁止する行為、違反した場合の処分の内容その他を定める。

(定義)

第2条 役員は以下の者とする。

- ① 本連盟の会長、副会長、理事、監事
- ② 名誉会長、顧問及び参与

第3条 会員は役員その他、以下の者とする。

(公財) 日本自転車競技連盟ライセンスに新潟登録をした競技者、審判員、チームアテンダントライセンス取得者

第2章 禁止行為

第4条 役員、会員は以下の行為を行ってはならない。

- ① 法令に違反すること。
- ② 本連盟の定める諸規程、決定に違反すること。
- ③ 暴力行為（直接的暴力のみならず、暴言及び言葉、身振りや書面等で登録者や競技全般の名誉や評判等を傷つけるハラスメント等の行為を含む）。
- ④ 不当な差別行為（人種、性別、信条、思想、宗教、身体及び精神の障害並びに学歴等を理由とした差別）。
- ⑤ 本連盟にかかわる一切の者の名誉又は信用を毀損する行為を行うこと。
- ⑥ 自転車競技に関し、不正な利益を供与し、要求し又は約束すること。
- ⑦ 自転車競技に関し、方法の如何を問わず、また直接、間接を問わず、競技結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為に関与すること。
- ⑧ 自転車競技に関し、補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与すること。
- ⑨ 自転車競技に関し、直接または間接を問わず、品位を失う非行を行うこと。
- ⑩ 第三者が前各項に定める行為を行うことをほう助、教唆、もしくはこれを放置、又は、適切な対応を行わないこと。

第3章 処分

第5条 本連盟は、禁止行為を行った役員及び会員（ライセンス登録者）に対し、禁止行為の内容、程度及び情状に応じて以下の処分を行うことがある。

- ① 戒告 口頭による注意を行う。
- ② けん責 文書による注意を行う。
- ③ その他

登録資格停止 登録資格剥奪等の事案は（公財）日本自転車競技連盟コンプライアンス規定による。

附則 本規程は、令和3年6月1日から施行する。